

平成29年度 秋田県が行う主な避難者支援の取組について

資料3 (当初予算関係)

平成29年2月16日
被災者受入支援室

【事業の背景・目的】

東日本大震災や東京電力福島第一原発事故により、避難生活を強いられている被災者は、長期化によって抱える課題が多様化・複雑化しており今後への不安を感じながら過ごしている。こうした中、被災地の復興住宅の整備や除染等が進み、段階的に応急仮設住宅供与期間の終期が示されていることから、避難者は生活再建に向けた具体的な道筋を立て始めている。

避難者が、それぞれの将来に向け確実に歩みを進め、安定した日常生活を送ることができるよう、きめ細かな支援を行っていく。

01 被災者用民間賃貸住宅借上事業 24,803千円

- (1) 被災者へ応急仮設住宅を提供
- (2) 民賃の適正利用確認訪問等

【応急仮設住宅の提供】
・借上件数 30戸 ・家賃上限 6万円
・適正利用の確認・事務補助(1名雇用)
【財源】
一般財源(全額災害救助法に基づき求償)

02 東日本大震災避難者支援事業 19,638千円

02-1 震災避難者訪問等支援事業 18,146千円

- (1) 避難者戸別訪問等
- (2) 避難者交流センターの運営
- (3) 各種交流会の開催
- (4) 支援情報紙の発行
- (5) 関係団体・行政との連携推進

【避難者支援相談員】
・県内避難者を対象に戸別訪問等を実施(6名雇用)
【財源】
被災者支援総合交付金(復興庁)
一般財源

02-2 県内避難者こころの寄り添い事業 1,492千円

- (1) 専門家による個別訪問・健康相談等
- (2) 避難者を対象とした講演会の開催
- (3) 支援者を対象とした研修会等の開催

【専門家】
・精神科医、臨床心理士、在宅保健師
・(新)社会福祉士、精神保健福祉士
【財源】
被災者支援総合交付金(復興庁)

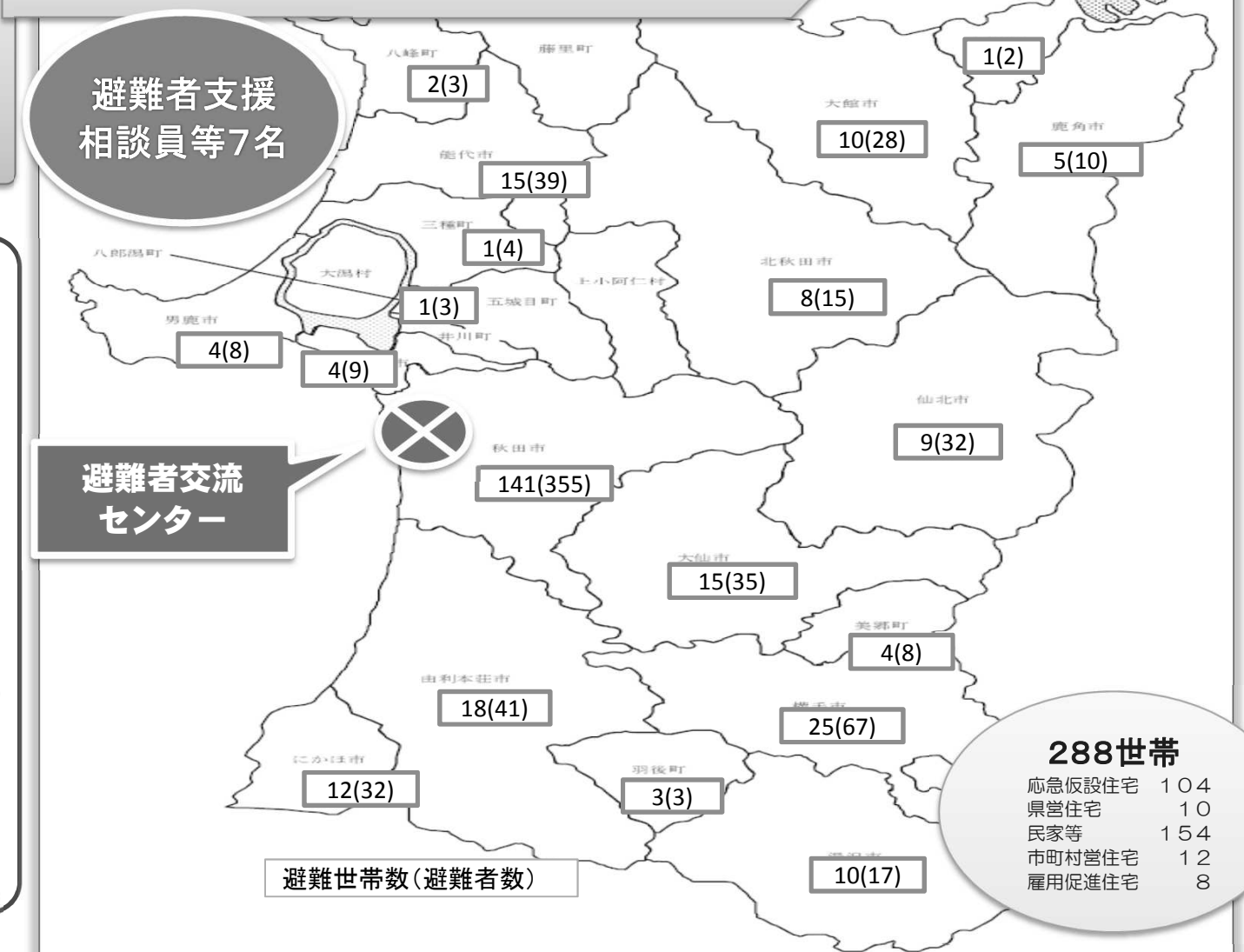
03 県内避難者生活再建支援事業 1,600千円

- (1) 県内での生活再建を決めた方への補助(家財道具等の引っ越しにかかる費用)

【対象経費・要件】
・引越費用(1世帯につき上限10万円)
・新たな住居への住民票の異動
【財源】
一般財源

避難者数 288世帯 711人

平成29年2月1日現在



岩手県

10世帯19名

応急仮設住宅供与期間
最長7年間
(最長30年8月まで)

宮城県

80世帯161名

応急仮設住宅供与期間
最長7年間
(最長30年11月まで)

福島県

198世帯531名

応急仮設住宅供与期間
避難指示区域外 平成29年3月末
避難指示区域内 平成30年3月末
(最長30年3月31日まで)